

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第65回）議事録

1 日時 令和5年2月7日（火）9：30～10：25

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、江崎 浩、大橋 弘、高橋 利枝
（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

三友 仁志（以上1名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、近藤 玲子（総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、
柳迫 泰宏（事業政策課調査官）、
山口 真吾（電気通信技術システム課長）

（3）事務局

久保田 昌利（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

・議決案件

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」に
ついて

【令和4年6月21日付け諮問第1234号】

開 会

○森川部会長 皆様、おはようございます。ただいまから情報通信審議会 第65回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中8名全員の皆様方に御出席いただいております、定足数は満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後、御発言をお願いできればと思います。

なお、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、皆様よろしくお願ひいたします。

答申案件

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について

【令和4年6月21日付け諮問第1234号】

○森川部会長 お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりますが、本日の議題は答申案件の1件となります。

諮問第1234号「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について審議いたします。

それでは、ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友専門委員から御説明をお願いいたします。三友専門委員は所用のため、9時50分頃に退席されると伺っております。そのため、質疑応答等につきましては、事務局で引き継いでいただければと思います。それでは、三友先生、よろしくお願ひいたします。

○三友専門委員 皆さん、おはようございます。ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友でございます。

諮問第1234号「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に寄せられた御意見と、それらに対する考え方につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会における検討結果を御報告いたします。

昨年12月20日の部会での御審議を踏まえまして、12月21日から本年1月16日までの間、答申案に対する意見募集が行われました。その結果、法人から12件、個人から4件、計16件の御意見の提出がございました。

これらの御意見につきまして、2月2日にユニバーサルサービス政策委員会と、大橋委員が主査を務めるブロードバンド基盤ワーキンググループを合同で開催し、考え方を整理いたしました。その結果につきましては、資料65-1-1にお示ししております。

また、寄せられました御意見を踏まえまして、4点ほど答申（案）の内容を修正しており、修正後の答申（案）を資料65-1-2に、その概要を資料65-1-3にお示ししております。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 総務省事業政策課の柳迫でございます。

それでは、資料65-1-1、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（案）に対する意見及びその考え方（案）」について、御説明します。

1ページを御覧ください。意見提出者の一覧でございます。全部で16件の御意見の提出がございまして、そのうち、法人から12件の御意見が提出されてございます。

2ページ以降で、意見及び考え方について御説明します。2ページを御覧ください。答申（案）の総論でございます。意見1は、NTT、NTT東日本・西日本及びオペレーターからの御意見でございます。新たに創設される制度を通じて、広くブロードバンドサービスの維持等を図る政策に賛同する御意見でございますので、考え方1では、賛同意見として承ることとしております。

3ページの意見2を御覧ください。こちらは、NTT及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。NTT東日本・西日本は、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えということで、考え方2では、答申（案）に対する賛同意見として承ることとしてございます。

4ページの意見3を御覧ください。NTT及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度については、社会環境の変化や新しい技術の進展を踏まえ、技術中立的な制度設計を志向し、今後も柔軟に見直していくことが必要という御意見でございます。考え方3のとおり、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、総務省にお

いては、今後も、本制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であるとしてございます。

5 ページを御覧ください。答申（案）の「はじめに」の部分に係る御意見でございます。

意見 4 を御覧ください。ソフトバンクからの御意見でございます。ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法であることを前提に、基礎的電気通信役務の範囲を含め、制度上の手当が必要最小限となるべきであることを明確にすべきという御意見でございます。ユニバーサルサービスの仕組みは2階建ての構成になっておりまして、1階部分がユニバーサルサービスの範囲やユニバーサルサービスを提供する事業者に対する規律で、2階部分が交付金制度という形で構成されています。

その上で、ソフトバンクからの御意見につきましては、1階部分と2階部分が両方とも競争の補完的手法であると考えられておりますが、こちらについては、考え方 4 に考えをまとめてございます。まず、1 ポツ目は、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）につきましては、電気通信事業法第 7 条で定義がございまして、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義されておりますので、まず、ユニバーサルサービスの範囲につきましては、この第 7 条の規定に従って、判断されるものです。また、2 点目にございますとおり、電気通信事業法第 7 条において、基礎的電気通信役務を提供する事業者は、「その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない」と規定され、その提供の確保のため、契約約款の届出義務、届出契約約款に基づく役務提供義務や技術基準適合維持義務等が課されています。

御意見にある競争補完は、ユニバーサルサービスの範囲やユニバーサルサービスを提供する事業者に課される規律に用いられる考え方ではなく、次の 3 ポツ目にございますとおり、交付金制度が競争補完の考え方を採用しているものでございます。3 ポツ目では、競争が働かない不採算地域において、基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するため、交付金制度が競争を補完する役割を果たすと考えられたからであるとするこれまでの考え方を記載しております。

以上を踏まえますと、4 ポツ目にございますとおり、競争補完はあくまで交付金制度に用いられる概念でございまして、ユニバーサルサービスの範囲やユニバーサルサービスを提供する事業者に課される規律は競争補完という考え方を採っておりませんので、御意見にあるように、答申（案）の記載を修正することは不相当であるとの考え方を示

してございます。

7 ページを御覧ください。「2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲」でございます。第二号基礎的電気通信役務は、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスのことを法律上の定義として表してございます。

意見5を御覧ください。個人からの御意見でございます。F T T Hのみを第二号基礎的電気通信役務に位置付けるべきという御意見でございます。こちらにつきましては、考え方5にございますとおり、これまで、技術中立的な制度設計を行う観点から検討した結果、F T T H、C A T V（H F C方式）及びこれらと一定程度代替可能なワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）を第二号基礎的電気通信役務として位置付けることが適当としてございます。

意見6を御覧ください。N T T東日本・西日本からの御意見でございます。第二号基礎的電気通信役務として維持される役務は技術中立性を確保し、ネットワークの効率的な整備、維持がなされることが適当という御意見でございます。こちらも考え方6のとおり、第二号基礎的電気通信役務の範囲については、技術中立的な制度設計を行う観点から検討されたものでございますので、2ポツ目にございますとおり、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、本制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であるとしてございます。

8 ページの意見7を御覧ください。オプテージ及びケーブルテレビ連盟からの御意見でございます。ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることに賛同する御意見でございます。

9 ページの意見8を御覧ください。オプテージからの御意見でございます。ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることを要望する御意見でございます。ワイヤレス固定ブロードバンドのうち共用型については、携帯電話事業者が携帯電話の周波数を携帯電話の通信にも用いますし、固定ブロードバンドサービスのアクセス回線にも用いるという特徴がございます。したがって、考え方8の2ポツ目にございますとおり、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、1つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになります。そのため、多数の端末が接続される場合に、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となることを今後の検討課題として示してございます。

10ページの意見9を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供に関して、NTT法の自己設置設備要件の緩和を要望する御意見でございます。この点については、意見10で、10ページから14ページにかけて、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル及び中部テレコミュニケーションから、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供を検討する場合は慎重に検討すべきといった趣旨の御意見が出てございます。こちらの考え方につきましては、考え方9にまとめてございまして、2ポツ目でございますとおり、NTT法の自己設置設備要件の緩和に当たっては、NTT東日本・西日本が電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を受け継いでいること、NTT東日本・西日本が自ら電気通信設備を設置運用することによって、他社の経営判断にかかわらず、一定の品質水準で電気通信役務の継続的な提供の確保が可能であること等の観点から、引き続き総務省において検討を深めることが必要としてございます。

なお、考え方10は、考え方9と同様と示してございます。

14ページの意見11を御覧ください。ソフトバンクからの御意見でございます。モバイルブロードバンドは通信が不安定であるため、第二号基礎的電気通信役務と位置付けることが適当でないという御意見でございます。

15ページの意見12を御覧ください。楽天モバイルからの類似の趣旨の御意見でございます。モバイルブロードバンドを第二号基礎的電気通信役務と位置付けるかは慎重な検討が行われるべきという御意見でございます。

こちらの考え方については、考え方11にまとめてございます。モバイルブロードバンドについては、不特定多数のユーザーが接続してトラフィックが集中した場合に、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い、通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応としては、第二号基礎的電気通信役務に位置付けないこととすることが適当としてございます。しかしながら、2ポツ目でございますとおり、モバイル分野の技術の進展は著しく、今後、モバイルブロードバンドの環境変化を踏まえながら、引き続き総務省においてその位置付けを検討することが適当であるとしてございます。

なお、考え方12は、考え方11と同様と示してございます。

意見13を御覧ください。JCOMからの御意見でございます。モバイルブロードバ

ンドとワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることが適当という御意見でございます。こちらについては、考え方13で考え方を示しておりまして、モバイルブロードバンドに係る御意見については、考え方12と同様と示し、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）に係る御意見については、考え方8と同様と示してございます。

16ページの意見14を御覧ください。オプテージからの御意見でございます。御先事業者が提供する役務を第二号基礎的電気通信役務に含め、契約約款の届出義務及び役務提供義務を課すことに賛同する御意見でございます。考え方14で答申（案）に対する賛同意見として承っております。

17ページからは「3. 事業者規律の在り方」でございます。

意見15を御覧ください。個人からの御意見でございます。相対契約についても契約約款の届出義務を課すべきという御意見でございます。こちらは考え方15にございませとおり、利用者は、事業者が相対で提示した提供条件に不満がある場合は、届出契約約款に基づくサービスを受けることができるため、役務の適切性、公平性が確保されるものと考えるところでございます。

意見16を御覧ください。個人からの御意見でございます。第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者に役務提供義務を課す必要はないという御意見でございます。考え方16で、電気通信事業法の要請である基礎的電気通信役務の適切性、公平性を確保するため、第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者には、届出契約約款に基づく役務提供義務が課される必要があるとしてございます。

意見17を御覧ください。ソフトバンクからの御意見でございます。契約約款の届出についても、2002年8月の情報通信審議会の最終答申を引用して、2004年に利用者に利益が最大限還元されることを目指してデタリフ化されていることを踏まえて、規律内容は必要最小限とすべきという御意見でございます。

こちらについての考え方17では、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」（情報通信審議会答申 平成14年8月7日）を引用しており、この答申の中ではソフトバンクの御意見にありましたデタリフ化についても言及しております。他方で、当時の答申ではデタリフ化の例外として、「ユニバーサルサービスについては、契約約款の作成・公表を義務づけるとともに、当該契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当」とされてございまして、この答申に基づいて、

平成15年の電気通信事業法の改正では、基礎的電気通信役務の適切性、公平性を確保するための契約約款の届出義務や役務提供義務が課されたところでございます。

同じく意見17について、楽天モバイルからは、契約約款の届出義務の適用範囲を第二種適格電気通信事業者に限定するなど、必要最小限にとどめるべきという御意見がございます。他方で、意見18では、個人から全ての第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者が契約約款の届出義務を課すべきとの御意見があり、対立する意見が出されております。

こちらについては、考え方18のとおり、第二号基礎的電気通信役務の適切性、公平性を確保する観点からは、役務を提供する全ての事業者に、契約約款の届出を求めることが望ましいと考えていますが、制度の現実的かつ実効性のある運用や利用者への影響の大きさ等を踏まえ、第二種適格電気通信事業者及び契約数が30万を超える事業者に限定して契約約款の届出義務を課することが適当としてございます。

19ページの意見19を御覧ください。楽天モバイルからの御意見でございます。単純再販型の卸電気通信役務を利用した第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者については、技術基準適合維持義務等を適用しないことに賛同する御意見でございます。

意見20を御覧ください。JCOM及びケーブルテレビ連盟からの御意見でございます。CATV（HFC方式）についてはITU規格（DOCSIS 3.0以降）に準拠することに賛同する御意見でございます。

20ページの意見21を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表について、NTT東日本・西日本の計画はホームページ等で公表していくという考え方が示されてございます。

考え方21では、答申（案）の考え方を示し、第二種適格電気通信事業者においては、答申（案）の考え方を尊重した取組が望まれるとしてございます。

21ページの意見22を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。NTT東日本・西日本に対して、ラストリゾート責務を課すことも含め、当該責務の在り方について議論が必要という御意見でございます。こちらにつきましては、今回、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が導入された、令和4年の電気通信事業法改正の前提となる研究会である「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の最終取りまとめがでございます。その中では、考え方22のとおり、NTT東日本・西

日本等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること等を踏まえて、今般の制度改正における対応として、NTT東日本・西日本等に対してブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは必ずしも適当ではないことが示されており、これを踏まえて、法律が改正されたところでございます。

23ページからは、「4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方」でございます。

意見23を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。ポイントは2つございます。1点目が、支援区域の指定に当たり、区域ごとに見込まれる赤字の額については、回線設置事業者が設備構築を行う場合の実際費用に基づくことが原則となるべきであり、モデルを用いた算定は限定的とすることが望ましいという御意見でございます。また、2点目は、未整備地域や公設地域については、モデルにより算定される赤字額の多寡に関わらず、特別支援区域として支援の対象とすることに賛同するという御意見でございます。

1点目については、考え方23にございますとおり、支援区域の指定に当たっては、第二号基礎的電気通信役務の収支を町字単位で区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど、事業者側の規制コストが大きくなるため、この算定に当たっては標準的なモデルを用いることが適当としてございます。

24ページの意見24を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。支援区域の指定の要件である「1者以下の提供地域」の1者以下の考え方で、区域の一部のみ、短期間のみを提供する事業者は、支援区域を指定する上での競合事業者と評価せず、第二種適格電気通信事業者による整備が妨げられないよう整理が図られたことに賛同する御意見でございます。

意見25を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」を把握するための回線設置事業者による提供区域の報告に際し、事業者負担を軽減する観点から、PC等を用いて運用可能な補助ツール等による効率化を検討することに賛同する御意見でございます。

意見26を御覧ください。24ページから27ページにかけて多くの御意見が出てまして、KDDI、JCOM、中部テレコミュニケーション、オプテージ、ケーブルテレビ連盟から、設備設置事業者による第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告が、事業者にとって過大な運用負担とならないよう留意することが必要といった趣旨の御意

見が出てございます。

こちらについては、考え方26で考え方を示しておりまして、まず、1ポツ目でございます補助ツールを用いることによって負担を軽減していきたいと考えております。この補助ツールの活用にあたって、報告対象となる事業者の負担を軽減する観点から、「1者以下の提供地域」の1者は、回線設備の規模の割合が50%を超えていることが要件ですので、町字ごとに回線設備の規模の割合を報告するというよりは、50%を超えているか否かを補助ツール上で選択する等の仕組みを搭載する等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが重要としてございます。また、3ポツ目でございますとおり、事業者負担の軽減についても、今後の制度運用も踏まえながら、補助ツールの改修の検証等について、継続的に総務省において検討を行うことが適当としてございます。

次に、28ページを御覧ください。「5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件」でございます。

意見27を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。未整備地域の解消等を進める上で、特別支援区域における回線設備の規模の割合を暫定的に定め、今後の整備状況に応じ、段階的な引上げを検討することとしたことに賛同する御意見でございます。

意見28を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。第二種適格電気通信事業者の指定要件として役務の継続提供期間を「1年超」と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべきという御意見でございます。

考え方28では、まず1ポツ目で意見に一部事実誤認がございましたので、訂正してございます。改正電気通信事業法において、役務の継続提供期間は、第二種適格電気通信事業者の指定要件ではなく、第二種適格電気通信事業者が第二種交付金の支援を受けるための要件であるということを示してございます。そして、2ポツ目では、第二種交付金については、答申（案）の図表6-1のスキームのイメージ図のとおり、第二種適格電気通信事業者が前年度の原価と収益を支援機関に届け出て、支援機関が総務大臣へ交付金額及び交付方法について認可申請することになります。そのため、3ポツ目でございますとおり、第二種交付金の支援を受けるためには、このような手続に伴う交付金の交付までの期間がございまして、役務の継続提供期間をカウントするにあたっては

こうした期間についても考慮することが適当としてございます。

29ページの意見29を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。他事業者の参入等により支援区域の指定が解除された後も、一定期間の支援が継続されるべきとの御意見でございます。こちらにつきましては、考え方29では、支援区域の指定の要件として、回線設備の規模の割合が「50%超」の状態、役務の継続提供期間が「1年超」である第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者が「1者以下」であることが前提として必要であることを示しております。そのため、第二種適格電気通信事業者が第二号基礎的電気通信役務を提供する支援区域において、仮に競合事業者の参入があったとしても、当該競合事業者が回線設備の規模の割合が「50%超」となり、その状態で役務の継続提供期間が「1年超」となるまでの間は、当該第二種適格電気通信事業者は引き続き当該支援区域において支援を受けることが可能としてございます。

30ページを御覧ください。ここからが「6. 第二種交付金の在り方」でございます。意見30を御覧ください。オプテージ及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。費用算定の対象設備について、アクセス回線設備及び離島における海底ケーブルを基本とすることに賛同する御意見でございます。

意見31を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。料金請求・顧客対応費用等の費用は、交付金算定上の費用算定対象とすることに賛同する御意見でございます。

31ページの意見32を御覧ください。オプテージからの御意見でございます。支援対象となる具体的な対象設備の範囲を明確化することを要望する御意見でございます。こちらにつきましては、考え方32のとおり、総務省において、今後のコスト算定の詳細について議論するに当たっては、対象設備の範囲の詳細を明確化することが適当としてございます。

意見33を御覧ください。NTT東日本・西日本及びオプテージからの御意見でございます。交付金は、実際費用をベースとした収入費用方式により算定されるべきという御意見でございます。こちらにつきましては、考え方33の1ポツ目で、交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当としてございます。ただし、2ポツ目では、適正な標準モデルの値では、実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費

用方式を用いることも考えられるとしてございます。

32ページの意見34を御覧ください。JCOMからの御意見でございます。特別支援区域における収入費用方式の検討に当たっては、補填額が不必要に増大しないよう留意すべきという御意見でございます。こちらは考え方34の2ポツ目でございますとおり、総務省において検討を行うに当たっては、交付金額が過剰な額とならないように留意する必要があるとしてございます。

33ページの意見35を御覧ください。NTT東日本・西日本及びケーブルテレビ連盟からの御意見でございます。支援区域の初回の指定に際しては、指定を待つことなく新規整備された回線設備や、民設民営へ移行した回線設備も支援対象とすることを要望するという御意見でございます。こちらについては、答申（案）の図表6-3で、第二号基礎的電気通信役務の全体の収支が黒字の事業者は、特別支援区域において、改正法の施行後、最初の支援区域の指定以降に新規整備または民設移行された回線設備を支援の対象とするという記載になってございました。支援区域の指定に当たっては、まず、町字単位で「1者以下の提供地域」を把握するために、回線設置事業者に提供区域の報告を求めることになるため、最初の支援区域の指定には一定の期間を要することとなります。そうすると、改正法が施行されて最初に支援区域が指定されるまでの間、新規整備や民設移行が進まなくなるおそれもありますので、考え方35で、最初に指定を受けた支援区域については、例外的に、改正法の施行日以降に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備についても支援対象とすることが適当としてございまして、答申（案）の脚注37に、その旨を追記するような修正を施してございます。

34ページの意見36を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。答申（案）の図表6-3の趣旨を明確化するために、答申案の本文の修正を希望するというものでございます。こちらについては、考え方36にございますとおり、御意見を踏まえて、修正案を示してございます。

意見37を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。第二種交付金の算定方式の詳細について、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当とされたことについて賛同する御意見でございます。

35ページの意見38を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するに当たっては、対象となる収入と費用の範囲を一致させることが必要というものでございます。こちらについては、考

え方38の2ポツ目にございますとおり、可能な限り対象となる収入と費用の範囲を合わせることを望ましいとしてございます。

意見39を御覧ください。NTT及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。交付金算定に当たって費用等の実態を適切に反映した交付金の規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があるという御意見でございます。こちらについては、考え方39で、総務省において、今後、交付金算定の詳細について検討する際には、費用の実態も踏まえながら、丁寧な検討を進めることが重要であるとしてございます。

36ページの意見40を御覧ください。オプテージ及びKDDIからの御意見でございます。交付金規模の肥大化を抑制し、国民経済全体の負担の最小化を図る観点から必要最小限の支援とすることが重要という御意見でございます。こちらについては、考え方40の2ポツ目にございますとおり、今後、総務省において第二種交付金算定の詳細を検討するに当たっては、交付金額が過剰な額とならないよう留意する必要があるとしてございます。

意見41を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。第二種交付金の支援を受ける事業者は、第二号基礎的電気通信役務に関する全体の収支を公表し、支援の必要性についても国民にしっかりと説明すべきという御意見でございます。

こちらについては、考え方41で考え方を示しています。第二号基礎的電気通信役務全体の収支の公表については、第二種適格電気通信事業者が過大な交付金を受けることがないように、一般支援区域においては第二号基礎的電気通信役務の提供に係る財務会計上の赤字額を交付金の上限額とするところ、その赤字額等を明らかにする観点から、第二号基礎的電気通信役務全体の収支の状況の公表が、第二種適格電気通信事業者の指定要件として改正電気通信事業法に規定されています。また、特別支援区域においても、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が赤字の場合と黒字の場合において、支援対象設備の範囲に既整備の回線設備が含まれるかどうかの違いがあるため、当該収支の状況を公表することが重要であるとしてございます。

37ページの意見42を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。交付金規模が過大となる場合などは、ベンチマーク方式の採用等も含めて収入費用方式の見直しを検討すべきという御意見でございます。考え方42では、総務省において今後の第二種交付金算定の詳細を検討する際の参考とすることが適当としてございます。

意見43を御覧ください。ケーブルテレビ連盟及びKDDIからの御意見でございます。標準的なモデルの検討に当たっては、事業者の用いる設備や事業者の規模の差異について考慮すべきという御意見でございます。こちらは考え方43の2ポツ目のとおり、標準的なモデルの具体的な内容については、第二号基礎的電気通信役務を提供する回線設置事業者の実態等も踏まえた上で、引き続き総務省において検討を深めることが適当としてございます。

39ページを御覧ください。「7. 第二種負担金の在り方」でございます。意見44を御覧ください。アルテリア・ネットワークス及びオプテージからの御意見でございます。御意見の趣旨としましては、共同住宅向けの全戸一括型契約の提供回線数の考え方について整理すべきというものでございます。

答申（案）では、負担金の算定方法としては、回線単価に毎月の回線数を掛けて、事業者が負担金を負担するという趣旨の記載がございますけれど、この回線数につきまして、集合住宅向けの回線数をどうカウントするかというものでございます。アルテリア・ネットワークスからの御意見は、共同住宅の全戸一括型契約については共同住宅への引込み回線数を基に算定すべきというものでございます。オプテージからの御意見は、現行の電気通信事業報告規則の考え方を参考にして、回線数の考え方を明確にして欲しいというものでございます。

こちらについては、考え方44で考え方を整理してございます。集合住宅向けサービスについては、集合住宅内の利用者と個別に契約する場合と全戸一括で契約する場合等に類型化されると考えられます。全戸一括での契約は、全戸でブロードバンドが利用できる状態になっているという面では、一定程度の受益があると考えられます。そうしたことから、電気通信事業報告規則の考え方と同様に整理しまして、実際に提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、実際に提供されている回線数を把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当と整理してございます。また、この考え方を明確化して欲しいという御意見でございましたので、御意見を踏まえて、答申（案）の脚注41にこのような考え方を追記するものでございます。

40ページの意見45を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。広域イーサネットサービスについても、閉域網通信であることを踏まえれば、第二種負担金の算定対象外とすべきという御意見でございます。こちらについては、考え方45にございますとおり、広域イーサネットサービスは、仮想閉域網を用いて提供さ

れる電気通信役務であり、こうした役務を提供する事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することにより受益することが想定されないことから、第二種負担金の算定の対象としないことが適当としてございまして、その趣旨を明確化するために、答申（案）の脚注44を追記するものでございます。

意見46を御覧ください。KDDI、ソフトバンク、NTTドコモ、楽天モバイルからの御意見でございます。当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線を第二種負担金の算定対象としないことに賛同する御意見でございます。

41ページの意見47を御覧ください。NTTドコモからの御意見でございます。IoT端末との通信に用いる回線数は第二種負担金の算定対象から除かれていますが、この場合、IoT端末との通信に用いる回線数の把握方法として、電気通信事業報告規則に基づき報告を実施している「通信モジュール向けに提供しているサービス」の回線数を用いてはどうかということと、卸元事業者であるMNOは卸先事業者であるMVNOの「通信モジュール向けに提供しているサービス」の回線数を把握できないという実態がございますので、これを把握できる仕組みが必要という御意見でございます。

こちらについては、考え方47で考え方を整理してございます。第二種負担金の算定対象から除くIoT端末の回線数については、御意見にございましており、電気通信事業報告規則における「通信モジュール向けに提供しているサービス」の回線数を用いることが適当としてございます。また、2ポツ目にございましており、MNOが第二種負担金算定に必要な限度において、MVNOが提供する通信モジュール向けに提供しているサービスに係る回線数を把握する必要があることから、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の取扱いも含め、IoT端末との通信に用いる回線数の把握方法について引き続き総務省において検討を深めることが適当としてございます。

43ページを御覧ください。「8. 利用者等への周知の在り方等」でございます。

意見48を御覧ください。NTTドコモ及びKDDIからの御意見でございます。総務省と支援機関が連携して、分かりやすく情報提供を行う方針が示されたことについて賛同する御意見でございます。

意見49を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。電話に関するユニバーサルサービス制度の対応と同様に、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要という御意見でございます。こちらについては、考え方49で、電話に関する「ユ

ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にすることが考えられるとしてございます。

44ページの意見50を御覧ください。楽天モバイルからの御意見でございます。利用者への周知期間、負担事業者における準備期間を十分に確保することが必要という御意見でございます。考え方50では、本制度の円滑な運用に向けて、利用者への効率的・能率的な周知が必要ということと、2ポツ目でございますとおり、ブロードバンドサービス提供事業者に対して、制度の円滑な運用に資するよう、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが必要としてございます。

意見51を御覧ください。JCOMからの御意見でございます。全国民が本制度を理解できるよう、国において周知・広報を徹底することを要望するということと、事業者負担の軽減を図ることを要望するといった御意見でございます。考え方51では、1ポツ目で、考え方50の1ポツ目と同じ考えを示してございまして、2ポツ目では、負担事業者や支援機関の負担にも配慮しながら、支援機関が行う第二種負担金の徴収については、可能な限り電話に関するユニバーサルサービス制度と同様の運用とされることが望ましいとしてございます。

46ページ以降につきましては、「その他」の御意見でございまして、こちらにつきましては、御意見及び考え方は資料に記載のとおりでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○森川部会長　ありがとうございます。柳迫調査官、非常に御丁寧に考え方を御説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様方から御意見、あるいは御質問等ございましたらチャットでお知らせいただけますか。荒牧先生、お願いできますか。

○荒牧委員　荒牧でございます。御説明ありがとうございました。

数値的なところで、1つ申し上げたいんですけども、意見書の中でも、標準的な原価について幾つかコメントがございました。私の印象といたしましては、標準的な原価というところが、いかに合理性や客観性、公平性というものを担保できるのかというのは、非常に難しいところかと印象を受けております。

コメントにもありましたけども、企業規模や地域性によって、実費としてのコスト構造は異なりますし、また、直接的な賦課可能な費用と、それから共通費として配賦する

費用のやり方というのは各社まちまちですから、その辺の影響も考慮が必要かなということ。加えて、昨今の資材高とか人件費の高騰ですとか、そういったものが平均費用や標準的な原価というところにタイムリーに反映されるのかなということも気になりました。

また、標準的原価と実費との大幅な乖離に対しての救済措置というのがあるわけですが、大幅な乖離の定義というか、定量的な目安というものも示されるのかなといったところが気になった点です。

以上です。

○森川部会長　ありがとうございます。柳迫調査官、今の荒牧先生からのコメントに何かございますか。

○柳迫事業政策課調査官　荒牧先生、御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、標準的なモデルをどのように構築していくかというのは、なかなか難しい作業であると考えております。荒牧先生から御指摘のありました合理性、客観性、公平性の観点を踏まえて、共通費の配賦ルール等を決めていく必要がございますので、有識者の先生方や関係事業者から御意見をいただきながら、透明性の確保された形で議論を行い、コストリングの詳細部分のコンセンサスを得ていく必要があると思います。

○荒牧委員　ありがとうございました。

○森川部会長　ありがとうございます。ほかの皆様方から何か御意見とか御質問はございますか。岡田先生、お願いします。

○岡田部会長代理　ありがとうございます。一橋大学の岡田です。

パブコメの事業者等の御意見は、答申（案）について、おおむね御賛同いただいているものと受け止めました。修正意見というわけではなくて、コメントとして、10ページの意見9、10について述べさせていただきます。ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を自己設置設備要件の対象にするか否かということと、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を今後、第二号基礎的電気通信役務に含めていくことを検討するかどうかということについては、今後の検討ということで、ここでは収めているところだと思います。

ただ、ワイヤレスの技術中立性という観点から考えると、この分野への積極的な投資をぜひ事業者の皆様に行っていただきたいと思っています。ワイヤレスの技術変化を踏まえると、恐らく短ければ5年ぐらいのうちに、あるいはもっと早いかもしれませんが、

この点を再検討していくことが必要になるのではないかと感じております。

したがって、5Gについて、あるいは、6Gについても、技術の標準化等の検討がいろいろな機関で進められている途上にありますのでまだ時期早尚なところもあるのですが、世界的に見ると、ワイヤレスを用いたブロードバンドの提供は間違いなく今後、進んでいくと思われますので、この点の技術動向をしっかりとらみながら、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の位置付けについても随時、適切に検討を加えていくということが必要であろうと考えております。

これはコメントということですから、私から以上です。

○森川部会長 岡田先生、ありがとうございます。積極的な前向きなコメントありがとうございます。大橋先生、お願いします。

○大橋委員 ありがとうございます。このたび、およそ2年程度の、相当の時間をかけて御議論いただいて、第二号基礎的電気通信役務という形でユニバーサルサービスの考え方を一歩広げていただいたということは、大変意義があると思います。

こうした第二号基礎的電気通信役務という制度ができた背景というのは、技術進歩であるとか、あるいは情報通信の重要性ということが生活の中に、国民生活に相当広がってきて、こうした考え方の変容が適切であるという判断がなされたものと考えています。

今後も当然のことながら、技術進歩は進んでいきます。今回、必ずしも競争中立という考え方に徹し切れたわけではないと思いますけれども、今回、制度の器が新しくできたということで、今後、議論を進める第一歩になったという思いでいます。事務局の皆様におかれましては大変、広範な検討をしていただいて、御尽力に感謝いたしますし、また、今後引き続き、適宜、見直し精査していただければという思いでいます。

以上です。ありがとうございます。

○森川部会長 大橋先生、ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、先生方から事務局への宿題はいただきましたけれども、今回の資料65-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方に関しては了承をいただいたということにさせていただければと思います。

そのため、その考え方に関しては公表するとともに、65-1-2の答申（案）につきましては、65-1-4の答申書（案）のとおり、答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。何か御異議ある場合には、チャット等でお知らせください。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料65-1-4の答申書（案）のとおり、答申することといたします。ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるとのことですので、お願いいたします。

○竹村局長　総合通信基盤局長の竹村でございます。

森川部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本日、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について、答申をいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

本審議会においては、特に技術中立性の観点から、有線だけでなく無線の活用についても御議論をいただき、今回の答申では、第二号基礎的電気通信役務の範囲に新たにワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）を含めるよう御提言をいただきました。総務省としましては、本日いただいた答申を受けまして、早急に所要の制度整備を進めるとともに、支援機関などと相互に協力しつつ、制度の運用に向けて利用者への周知を行い、本制度に関する理解を醸成できるよう努めてまいりたいと思います。

また、本日、先生方から御指摘あったとおり、技術や社会経済環境に柔軟に対応していくために、今後も本制度の在り方について、適時適切に議論を行ってまいります。

最後に、重ねて委員の皆様の御協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たり、お力添えを賜りたくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

○森川部会長　竹村局長、ありがとうございます。

閉　　会

○森川部会長　本日の議題は以上となりますが、委員の皆様方から何かございますか。

よろしいですか。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○久保田総合通信管理室長　特にございません。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきますが、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第改めて事務局から御連絡を差し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日、閉会といたします。ありがとうございました。